

**双方ともに納得できる解決を
サポートします。**

公正・中立な第三者（調停人）
を交えた話し合いを通じ、当事
者の事情や意見なども考慮し、
法的な権利や義務を定めるにと
どまらない双方が納得できる柔
軟な解決を目指します。
解決後の関係維持・改善も期
待できます。



**あなたのプライバシーや
秘密は厳守されます。**

手続は非公開で行われます。あなたのプライバシ
ー保護などを配慮し他人に知られることなく解決
を図れます。



調停センター

**“すてつき”
のメリット**

**専門家が
サポートします。**

あなたのトラブルの実情をふまえ、
司法書士が解決の
サポートをします。



**手続の内容や費用に
関しては依頼前に
わかりやすく
ご説明いたします。**

説明を聞いた上で、よく考えてから
当センターのご利用をお考えください。



裁判なしで解決 “すてつき”

**さあ、悩んでないで
話し合っ
て
みませんか？**

調停センター“すてつき”のもう1つのメリット。

“すてつき”を利用した場合、ADR促進法により、時効の中断、訴訟手続の中止、調停前置の不適用という3つの法的効果が認められています。



アクセス JR中央線・総武線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ南北線「四ッ谷駅」徒歩5分

調停センター“すてつき”は、裁判以外の方法で紛争を
解決する法務大臣の認証を取得した機関です。
民事に関する紛争解決のお手伝いをいたします。

認証番号 第22号
認証年月日 平成20年12月10日

東京司法書士会 調停センター

〒160-0003
東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館2F
TEL : 03-3353-8844
URL : <http://www.tokyokai.jp>

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から正午、午後1時から午後5時
まで（祝祭日を除く）
（但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで可能）

お隣の騒音が...

遺産相続は...

親の介護を
分担したい...

賃貸物件で
もめてる

裁判は面倒だし...
どうしたら...?

これからの
関係も大切に
したいし...

東京司法書士会 調停センター

TEL: 03-3353-8844

さあ、悩んでないで お電話ください。

 **03-3353-8844**

“すてっき”では、話し合いによる紛争解決へのお手伝いをいたします。



友人とお金の貸し借りやご近所との騒音問題など日常生活におこるいろいろなトラブル。「相手方と話し合いをしたいけど、自分の気持ちをどのように伝えてよいかわからない。」「何度か話をしたけれど双方が感情的になってしまい、冷静に話し合いができない…。」そんな悩みを抱えていませんか？
“すてっき”では、私たち司法書士がじっくりとお話をお聴きいたします。さあ、悩んでないで、まずはお電話ください。

裁判所に行かなくてもOK

誰にでも不安や緊張感があります。司法書士会館でゆっくりお話ししましょう。

すてっきの3つのOK!

会話に自信がなくてもOK

傾聴や対話促進の訓練を受けた司法書士が貴方をサポートします。

土曜・日曜・夜間でもOK

多様な生活様式に合わせて、柔軟に対応できます。

調停の進行スケジュール



調停管理者

調停手続の流れ、費用の説明、日程調整や必要書類のご案内などの事務連絡、相手方に対し調停参加を勧めるなど、調停手続を円滑にするためのサポートをします。何でもご相談ください。



私たちが紛争解決に向けお手伝いします。

調停人

紛争の解決に向け、話し合いを円滑にするお手伝いや合意内容を文書にまとめます。話し合いのテーブルには二人の調停人が付きあなたの紛争を解決するサポートをします。



事案の申込人はAさん(72歳)
相手方はAさんの弟Bさん(67歳)との遺産相続問題です。
Aさん(72歳)は、亡き父親の遺産をめぐる遺産分割協議について、弟のBさん(67歳)との間でトラブルとなっている。Aさんは東京在住、Bさんは田舎で父親の家業である農業を継いでいた。Aさんは、当初父親の遺産は住居の宅地と田畑と預金60万円といわれたので、不動産をBさんにあげる代わりにいくらのお金をもらえれば、遺産分割協議書に判を押すつもりでいた。しかし、その後、別の不動産と預金があることが判明した。



申込人Aさんの言い分
「遺産を隠していたことが許せない。新たに分かった不動産と預金について、相続分を要求する。」

相手方Bさんの言い分
「遺産を隠したつもりはない。預金は、父親の葬儀代でなくなってしまった。不動産は、古くからの知り合いに安く貸してあり、現金化は難しい。田舎での義理やつきあいについて理解してほしい。」



調停の実施
調停人を挟んで話し合いが設けられ、二人の間の長年の事情が判明した。「AさんとBさんとは、血のつながりはなく、Bさんは父の後妻との間の養子であった。Aさんは、もともと父との折り合いが悪く、実家と疎遠になっていた。Bさんは、Aさんと話したことはほとんどなく、父の死後すぐに、父親の介護をしてきていた妻を亡くしたこともあって、混乱していた。」
話し合いの中で、次のように二人は変化してきた。
Aさん:「父親を介護してくれたBさんの奥さんには、申し訳なく思う。」
Bさん:「家内が急死し、遺産相続の件を放置していたのは、悪かった。」
⇒ 2回の話し合いの結果、遺産分割の合意成立

Q&A

Q1 どんな悩みやトラブルでも利用できるの?



民事に関する紛争に関して、ご利用頂けます。

Q3 どのくらいの時間がかかるの?



話し合い1回につき、2時間程度を予定しています。当センターの基準として、3回以内の話し合いにより解決することを想定しています。

Q2 費用はどのくらいかしら?



- (1) 申立事務手数料 金10,500円
- (2) 調停実施手数料(手続実施者報酬) 各当事者金5,250円
- (3) 合意成立手数料 以下のとおり

合意成立の価額	手数料額
140万円以下	金3万円
140万円を超え300万円以下	金3万円+(合意金額-140万円)×5%
300万円を超え1000万円以下	金11万円+(合意金額-300万円)×3%
1,000万円超	金32万円+(合意金額-1000万円)×1%

Q4 絶対に他の人に知られたくない。秘密は守られるの?



調停手続は非公開です。調停に関与するものには守秘義務があり、関係書類などは厳重に保管されます。